

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和元年度上期報告)

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和元年度上期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成31年1月1日の社長就任後も継続することとした品質方針を、「品質保証大会」（4月2日開催）において、当社社員及び協力会社の社員へ直接周知した。

また、社長は、平成30年度下期定例マネジメントレビュー（4月25日開催）において、平成30年度の品質マネジメントシステムの活動結果を踏まえ、上記品質方針の変更が不要であることを確認し、5月16日、電子掲示板により全社員へ周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

監査室長は、令和元年度の品質目標を5月14日に設定し、5月20日に打合せにより監査室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、令和元年度の品質目標を6月5日に設定し、同日に電子掲示板により安全・品質本部内へ周知した。

また、安全・品質本部長は、CAPシステムの浸透についての達成指標見直しのため、上記品質目標を6月12日に改正し、6月14日に電子掲示板により安全・品質本部内へ周知した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、令和元年度の品質目標を6月5日に設定し、6月7日に文書等により濃縮事業部内へ周知した。

また、濃縮事業部長は、設工認申請等の時期の見直しなどを行うため、上記品質目標を8月27日に改正し、8月28日に文書等により濃縮事業部内へ周知した。

(3) 社長による評価

実施状況：社長は、平成30年度下期定例マネジメントレビューを4月25日に実施するとともに、令和元年度第1四半期保安検査終了後のマネジメントレビューを6月26日に、令和元年度第2四半期保安検査終了後のマネジメントレビューを9月20日に実施した。（上期計3回）

実施結果 :

(安全・品質本部、濃縮事業部共通)

(平成30年度下期定例マネジメントレビュー)

「新検査制度に向けて必要な対応を実施すること。」などの指示があった。

(安全・品質本部)

(平成30年度下期定例マネジメントレビュー)

「安全・品質本部は、10Traits（安全文化を強化するためのるべき姿）

やPO&C（パフォーマンス目標と基準）を浸透させるための効果的な方策について、一般社団法人原子力安全推進協会等での検討状況を踏まえ具体化すること。」の指示があった。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「全社品質保証計画書」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質保証に係る業務を実施した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、初期消火活動のための体制の整備及び非常時の措置に係る業務を実施した。

(6) 調達

濃縮事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

実施状況：監査室長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、下記の内部監査を実施した。

- ・監査室内の部署に対する内部監査：期間中（上期）の内部監査はなし
- ・安全・品質本部に対する内部監査：7月～8月
- ・濃縮事業部に対する内部監査：期間中（上期）の内部監査はなし

実施結果：安全・品質本部においては、指摘事項は抽出されなかったものの、「モニタリングステーション巡視時における点検手順の明確化」の観察事項が1件あった。また、提案事項が6件あった。

(8) 不適合管理

監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合を確實に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び予防処置

監査室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、加工施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 品質保証活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を上期に13回開催し、是正措置等の実施状況及び当社全体の品質保証活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質保証活動の支援

安全・品質本部長は、事業部の品質目標の策定に関して専門家の助言を受ける場を設定し、また、当社役員及び室・本部・各事業部の品質保証部門に対して新検査制度の要求事項に係る説明会を開催するなどし、事業部の今後の品質保証活動が適切に実施されるよう支援した。

こうした活動を通じ、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善を図った。

(3) 安全・品質の継続的な改善に向けた取組み

設備の健全性を継続的に維持・管理していくため、前年度に実施した全設備の把握のための現場確認を踏まえつつ、原子力発電所の保守管理を参考として保守管理に係るルールを定め、点検計画の充実に係る取り組みを継続している。

また、マネジメントオブザベーションの実施、CAPシステムの導入推進等により、自らが気づく組織になるための取組みを継続して進めている。

事業者対応方針（平成29年7月策定）に基づく活動全般について、活動の実績や得られた成果を踏まえ、それぞれの活動について有効性評価を実施し、改善の効果を7月に確認した。これをもって、事業者対応方針に基づく活動について一区切りをつけることとした。

なお、今後も改善が必要と判断した活動については、改善計画の策定等を行い、PDCAをまわしながら改善を進める。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

期間中（上期）の品質保証マネジメント会議の開催はなし。

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会（濃縮事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知などを行うことで、協力会社との双方のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第5回安全・品質改革検証委員会を9月6日に開催した。また、その議事概要について9月20日に当社ホームページで公開した。

安全・品質改革委員会の今後のあり方、事業者対応方針（平成29年7月策定）に基づく活動の評価等について報告し、助言をいただいた。

5. その他

(1) 品質保証大会

4月2日に当社社員及び協力会社の社員を対象とした「品質保証大会」を開催した。
(参加者：約200名)

(2) 品質月間

期間中（上期）の品質月間に係る活動はなし。

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：監査室、安全・品質本部及び濃縮事業部はロイド・レジスター・グループ・リミテッドによる令和元年度第1回定期監査を受けた。

(監査実施日：監査室8月9日、安全・品質本部8月8日から9日、濃縮事業部7月18日から19日)

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものではなく、「提言事項」については、監査室及び濃縮事業部に対してそれぞれ1件、安全・品質本部に対して2件あった。

(令和元年10月30日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出)

・2019年度第1回 第三者定期監査の結果の報告について

以上